

2023年9月20日

各 位

会 社 名 アトラグループ株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 久世 博之
(コード番号: 6029 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取締役 田中 克典
(TEL. 06-6533-7622)

「ほねつぎブランド接骨院チェーン」に係る訴訟の終結のお知らせ

2018年10月31日付でお知らせした、「ほねつぎブランド接骨院チェーン」（以下「本チェーン」といいます。）の元加盟院オーナー法人複数社から提起された訴訟については、2022年7月13日付地裁判決に控訴した2社のみとの間で控訴審が係属しておりましたが、2023年8月31日に大阪高等裁判所において出された当社の全面勝訴判決が確定し、これをもって当該訴訟は全て終結いたしましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 判決のあった年月日及び裁判所

- (1) 年月日: 2023年8月31日
- (2) 裁判所: 大阪高等裁判所

2. 終結に至るまでの経緯

既報のとおり、当社は、本チェーンの加盟院に対し、接骨院の開院、運営のノウハウを提供しておりますが、2018年10月30日、元加盟院オーナー法人10社より、本チェーン加盟契約段階においての当社の説明に虚偽があり経営判断を誤らされたとして、開業のために支出した初期投資費用、開業後の営業損失、原状回復費用及び弁護士費用の支払いを求めて提訴されました。また、2019年4月2日に、別の元加盟院オーナー法人1社が原告に加わり、原告合計11社による集団訴訟となっております（以下、これらを併せて「集団訴訟」といいます。）。これに対し、当社は、本チェーン加盟契約段階において虚偽の説明をして原告らの経営判断を誤らせたという事実はなく、当社に賠償義務はないと主張してまいりました。

かかる集団訴訟の原告11社のうち、原告1社に対しては、2020年1月22日付けで却下判決が出され、

確定しております。また原告7社との間では、2021年12月28日付けで和解が成立し、終了しております。なお、成立した和解には守秘義務の定めがあり、また和解金額の総額も開示基準に満たない僅少な金額であったため、開示は控えさせていただきます。

その他の原告3社との関係では、2022年7月13日、大阪地方裁判所による一審判決が出されましたが、うち原告1社との関係では、同社の請求を棄却する旨の当社勝訴判決が出され、当該原告から控訴されることなく当該当社勝訴判決は確定しております。残りの原告2社との関係では、両社とも一審判決を不服として大阪高等裁判所に控訴し（うち原告1社との関係では当社も控訴しており双方控訴となっていました。）、控訴審が係属していましたが、2023年8月31日、大阪高等裁判所により、一審原告2社のいずれの請求も全て棄却する旨の当社勝訴判決が出され、この度確定しました。

これをもって、集団訴訟はすべての原告との関係で終結いたしました。

3. 判決の内容

控訴審で一審原告2社が主張していた損害賠償請求権はいずれも否定され、当社の全面勝訴となりました。

4. 今後の見通し

今般の大阪高等裁判所判決において、当社に賠償義務がないことが確定しましたので、当社の業績に重要な影響を与える事項はないと判断しております。

以上